

# 平成20年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会会議録

## 目 次

### 第 1 号(2月19日)

招集告示.....	2
議事日程.....	3
出席議員.....	3
欠席議員.....	3
説明のための出席者.....	3
事務局職員出席者.....	4
開会の宣告.....	5
監査委員あいさつ.....	5
会議録署名議員の指名.....	5
会期の決定.....	5
管理者招集あいさつ.....	6
議案第1号.....	18
議案第2号.....	19
議案第3号.....	20
日程の追加.....	22
議案第4号.....	23
会議時間の延長.....	29
議案第5号.....	30
議案第6号.....	36
閉会の宣告.....	43

## 招 集 告 示

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合告示第1号

平成20年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会を、次のとおり招集する。

期 日 平成20年2月19日(火) 午後3時00分

場 所 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合  
アクアセンターあじさい会議室

平成20年2月1日

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合  
管 理 者 清 水 聖 士

## 平成20年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会会議録

平成20年2月19日(火)

午後3時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与に関する条例の制定について  
日程第 4 議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の期末手当及び勤勉手当の特例に関する条例の制定について  
日程第 5 議案第3号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合ごみ処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
追加日程第1 議案第4号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合さわやかプラザ軽井沢の設置及び管理に関する条例の制定について  
追加日程第2 議案第5号 平成19年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算(第2号)  
追加日程第3 議案第6号 平成20年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算

---

### 出席議員(12名)

1番	土屋裕彦	2番	長谷川則夫
3番	石井昭一	4番	津久井清氏
5番	古沢由紀子	6番	佐藤尚文
7番	池ヶ谷富士夫	8番	岩田典之
9番	小泉文子	10番	月野隆明
11番	松井節男	12番	高城幸治

### 欠席議員(なし)

---

### 説明のための出席者

管 理 者	清水 聖 士
副 管 理 者	本 多 晃
副 管 理 者	中 村 教 彰
会 計 管 理 者	石 井 昇
監 査 委 員	渡 邊 義 一

事 務 局 長	大 野 一 郎
事 務 局 次 長	湊 明 彦
総 務 課 長	香 取 延 也
あ じ さ い 所 長	湊 明 彦
し ら さ ぎ 所 長	石 井 徳 太 郎
周 辺 整 備 室 長	窪 田 耕 造
主 幹	鈴 木 実 ( 柏 市 ク リ ー ン 推 進 課 長 )
主 幹	武 藤 雅 行 ( 白 井 市 環 境 課 長 )
主 幹	稲 生 哲 彌 ( 鎌 ヶ 谷 市 ク リ ー ン 推 進 課 長 )

---

事務局職員出席者

総 務 課 長 補 佐	笠 井 雅 之
し ら さ ぎ 所 長 補 佐	伊 藤 勇 雄
周 辺 整 備 室 長 補 佐	渡 邊 直 巳
総 務 課 財 政 係 長	中 澤 淳 容
周 辺 整 備 係	島 田 朋 也
あ じ さ い 管 理 係	岡 田 壯 玄
総 務 課 庶 務 係	篠 宮 武
総 務 課 庶 務 係	田 中 宏 明

午後 3時00分 開 会

#### 開会の宣告

○議長（松井節男君） 皆様、本日は公私ともご多忙の中ご参集をいただき大変ご苦労さまです。

2月定例会は、来年度の予算を審議する極めて重要なものとなっております。皆様方の慎重な審議、どうかよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成20年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

本定例会に提出されました案件は、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与に関する条例の制定について、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の期末手当及び勤勉手当の特例に関する条例の制定について、議案第3号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合ごみ処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上3件であります。配付漏れがないかお調べ願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松井節男君） 次に、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付してありますので、ご了承願います。

---

#### 監査委員あいさつ

○議長（松井節男君） それでは、ここで1月11日より新しく渡邊義一監査委員が選任されておりますので、自席にてごあいさつをお願いいたします。

○監査委員（渡邊義一君） ご紹介いただきました渡邊でございます。柏市で常勤監査委員を務めておりますが、このたび当組合の監査委員を仰せつかりました。当組合の事業並びに予算が適切に執行されますよう、監査に努めてまいりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（松井節男君） ありがとうございます。以上でご紹介を終わります。

---

#### 会議録署名議員の指名

○議長（松井節男君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第43条の規定により、会議録署名議員に4番、津久井清氏議員及び5番、古沢由紀子議員を指名いたします。

---

#### 会期の決定

○議長（松井節男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松井節男君) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

---

#### 管理者招集あいさつ

○議長(松井節男君) それでは、ここで管理者から招集あいさつをお願いいたします。

管理者。

○管理者(清水聖士君) 平成20年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会の開会に当たり一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様には、当組合の重要案件につきましてご審議いただくためご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

なお、前監査委員でありました木下彰氏におかれましては、任期満了により退任されました。在任中は、一方ならぬお力添えをいただき、この場をおかりして厚く御礼を申し上げます。

また、先ほど紹介がありましたように、今議会からは柏市より選出されました渡邊義一氏を新たに監査委員としてお迎えすることになりました。渡邊氏におかれましては、当組合の一層の発展にご尽力賜りますようお願い申し上げます。

さて、今定例会におきましてご審議いただきます案件は、議案3件であります。それでは、これより今回上程いたしました案件につきまして、順次ご説明申し上げます。

初めに、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与に関する条例の制定につきましては、組合職員の給与について、鎌ヶ谷市の職員の給料に関する条例を準用するために、この条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の期末手当及び勤勉手当の特例に関する条例の制定につきましては、厳しい財政状況にかんがみ、行財政改革の一環として、職員の期末手当及び勤勉手当を引き下げるために、この条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第3号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合ごみ処理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

以上がこのたびご提案いたしました案件の概要であります。

ここでさわやかプラザ軽井沢の運営管理に関しまして、ご報告をさせていただきます。このさわやかプラザ軽井沢は、平成13年5月に開館して以来、ミナト興業株式会社に運営を委託し、平成19年度からは指定管理者として、同社を指定してきたところであります。しかし、昨年10月指定管理者の運営上の問題が判明したため、直ちに指定管理者に対して注意及び指導したところであります。その後も指導を継続したにもかかわらず、状況が改善されておりません。このため、再度嚴重なる注意とあ

わせて、基本協定書に基づく弁明書などの関係書類の提出を求めておりましたところ、去る2月15日同社社長から正式に指定管理者の辞退と、当環境衛生組合並びに関係各位に多大な迷惑をかけたことに対する謝罪を受けるに至った次第であります。

管理者といたしましては、指定管理者に対する管理監督が十分ではなかったこと、及び結果としてこのような事態となってしまいましたことに対して、重大なる責任を痛感しているところであり、深くおわび申し上げる次第でございます。

今後は、極力さわやかプラザ軽井沢の利用者の不安を抑制するためにも、管理運営を以前の委託方式に変更するなどの、一刻も早い対応を遺漏なく行い、さわやかプラザを休館することなく、円滑に事業を継続していくことこそが管理者として現下の最大の責任であると考えているところであります。

以上、何とぞご理解を賜り、引き続き議員の皆様のご指導とご協力を切にお願い申し上げます。

○議長（松井節男君） ここで事前に通告のありました月野議員について、質疑を認めます。

月野議員。

○10番（月野隆明君） ただいま清水管理者からさわやかプラザ軽井沢の指定管理者であるミナト興業株式会社から、指定の取り消しと基本協定締結解除の申し出があったとのことでございます。うわさで予想されたよりは、最悪の状況は、今のところ避けられたのかなと、そういう気がいたしますが、私としましてはまだ十分な説明とも思えませんし、また納得いたしかねる幾つかについてお尋ねをし、理解を深めていきたいと思っておりますので、事実をありのままにお聞かせいただきたいと思っております。

まず、確認のためにお伺いいたしますが、この申し出は、何月何日の何時ごろ受理されたか。そして、同時にその内容は、どのようなものであったかを読み上げていただきたいと思っております。

○議長（松井節男君） 周辺整備室長。

○周辺整備室長（窪田耕造君） ミナト興業株式会社の社長がこちらの方においでになったのは、平成20年2月14日14時でございます。ミナト興業の運営上の都合によりまして、さわやかプラザ軽井沢の事業について辞退をしたいということでございます。日にちは、平成20年2月14日でございますが、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合公の施設の指定管理者の指定取消申出、平成18年12月5日付柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合第545号において、平成24年3月31日まで5年間の指定をいただいた柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合公の施設の指定管理者については、弊社の都合により、平成20年2月末日限りでの指定の取り消しを申し出ます。また、さわやかプラザ軽井沢に係る平成19年4月1日付基本協定書第48条第1項第5号の規定により、同協定締結解除の申し出をいたします。このようになっております。

以上でございます。

○議長（松井節男君） 月野議員。

○10番（月野隆明君） 申し出の件はわかりましたが、そうしますと、この基本協定の48条第1項で

は、全部は読みませんが、その途中に、甲は乙に対し書面により通知し、その指定を取り消すとなっておりますけれども、環境衛生組合では取り消し文書を、当然相手方に出したと思いますけれども、その内容をお聞かせください。

○議長（松井節男君） 周辺整備室長。

○周辺整備室長（窪田耕造君） 現在取り消し文書を相手方にはまだ出しておりません。

○議長（松井節男君） 月野議員。

○10番（月野隆明君） そうしますと、これは取り消し文書をこっちから出していなかったとするならば、単に取り消しの申し出をただけにすぎない。だからそうすると、取り消しは成立していないのではないですか。相手は取り消されたというふうには受け取っていないのではないかと思うのですが、組合は取り消しを望んでいるのだったら、文書ですることになっておるのですから、取り消し文書を出すべきだったと思うのですが、それについてはどうなのですか。

○議長（松井節男君） 周辺整備室長。

○周辺整備室長（窪田耕造君） 現在取り消し文書につきましては、弁護士に文書の内容を確認して、今後これから相手に送付する予定になっております。

以上です。

○議長（松井節男君） 月野議員。

○10番（月野隆明君） そうしますと、2月末となっておりますけれども、2月末というと、29日しかありません。もうあと10日しかないのです。もたもたしていると、先へ進めないのではないですか。だからいつ通知を相手に出す予定か。それは一刻も早くやっておかないと、取り消しが成立したことにはならないと思うのです。それについて。

○議長（松井節男君） 周辺整備室長。

○周辺整備室長（窪田耕造君） 文書につきましては、現在弁護士に照会中でございますので、ここ数日の間には文書作成しまして、相手方に送付の予定でございます。

以上です。

○議長（松井節男君） 月野議員。

○10番（月野隆明君） そんなにのんびりしていいのですか。この後始末とか、いろいろやることいっぱいあると思うのですけれども、それは速やかに出すべきだと思いますけれども、ぜひそうしてやってください。

そうすると、さっきの取消申出書には、48条で対象となっているように聞こえたのですが、48条の何項の何号によって、取り消しとなりますか。

○議長（松井節男君） 周辺整備室長。

○周辺整備室長（窪田耕造君） 協定書第48条の1項の第5号、乙の責めに帰すべき事由により、乙からこの協定締結解除の申し出があったとき。これよりまず。

以上です。

○議長（松井節男君） 月野議員。

○10番（月野隆明君） いたしますと、48条の1項の第5号というのを見ますと、これは乙の責めに帰すべき事由により、乙からのこの協定締結解除の申し出があったときとなっておるわけですが、この意見ではつまりミナト興業の責めに帰すべき事由ということになりますけれども、それはどういう中身なのですか。何の責めがあったのか。このことについて、具体的に説明してください。

○議長（松井節男君） 周辺整備室長。

○周辺整備室長（窪田耕造君） こちらにつきましては、協定書の第49条の乙による指定の取消申出というのがございますが、そこがございます（4）、その他乙が必要と認めると、こちらの方として理解しております。

○議長（松井節男君） 月野議員。

○10番（月野隆明君） これによると、第4項はその他乙が必要と認めるときとなっておりますけれども、ところがこの48条では、責めによるということです。だからそういうことからしますと、むしろ次の48条の第2項、乙がこの協定を放棄し、30日以上にわたりその状況が継続したとき、乙が破産法、会社更生法、民事再生法、商法上の会社整理または特別清算その他倒産法制上の手続について、乙の取締役会でその申し立を決議したとき又はその申し立がなされたとき、これのいずれかに該当するということでもなかったら、乙の責めがあるということは生じないのではないですか。

この件については、管理者はどういう見解を持っておられるか。管理者の見解をお伺いいたします。

○議長（松井節男君） 管理者。

○管理者（清水聖士君） 私は、49条の4項で、先ほど周辺整備室長申し上げたとおり、その他乙が必要と認めるときに、乙は甲に対して指定の取り消しを申し出ることができると書いてございますので、それに準拠しているものであらうと、私は思っております。

○議長（松井節男君） 月野議員。

○10番（月野隆明君） そうすると、この48条の1項第2号には、解除の該当しないのではないですか。

いずれにしても、私がこの質問をなぜするかと申し上げますと、この基本協定書には、ミナト興業が組合に提出した指定取消書にある、弊社の都合によりとの事由によって解除するとの、取り消し条件が条文にないのです。したがって、損害賠償のことも、条項も見当たらないわけです。もし、組合が損害をこうむる事態となった場合には、いかがなさるおつもりなのでしょうか。民法で対処されますか。その辺管理者、お答えください。

○議長（松井節男君） 管理者。

○管理者（清水聖士君） 基本協定書の第39条の損害賠償の項に、損害金等は甲乙別途協議と書かれ

ております。現在この条項に基づいて損害金等に関しては、環境衛生組合として弁護士と相談しておるところでございます。

○議長（松井節男君） 月野議員。

○10番（月野隆明君） 39条は、弁護士と相談するという、甲乙で別途協議するということになっていきますよね。だから発生した場合には、それをいかに認めさせるかが問題になるのではないですか。弁護士との相談になるのですか。

では次に進みますけれども、基本協定第7条の指定期間は、平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5年間であるにもかかわらず、この協定を放棄し、いわゆる責務を投げ出したことになるわけですけれども、これについて管理者の見解を伺います。

○議長（松井節男君） 管理者。

○管理者（清水聖士君） こういった事態については、まことに残念なことございまして、私としてもこういった結果となっておることに対して、重大なる責任を痛感しておるところでございます。したがって、この責任を果たすべく、一刻も早い対応を遺漏なく行いまして、さやわかプラザ軽井沢を休館することなく、円滑に事業継続をしていくことこそが、管理者としての現下の最大の責任であると考えて、鋭意努力しておるところでございます。

○議長（松井節男君） 月野議員。

○10番（月野隆明君） やっぱり、ですから49条の4項で、その他乙が必要と認めるときというようなことがまかり通るのだとしたら、嫌になったらすぐいつでもやめる、その責任を果たそうという、そういったのはなくても、自由にやめられる、そんなことではどうしようもないです。

では相手方に対して、どのような責任のとり方というのを追求されるつもりでしょうか。これは管理者にお伺いいたします。

○議長（松井節男君） 管理者。

○管理者（清水聖士君） 指定管理者に対しましては、まずはさやわかプラザ軽井沢を休館することなく、円滑に事業を継続させていくという最大の課題に対して、最大限の協力させるということが、まずは現在の指定管理者に対して求めている責任でございますけれども、それ以外の事柄につきましては、弁護士と協議の上で、検討してまいりたいと思っております。

○議長（松井節男君） 月野議員。

○10番（月野隆明君） ぜひそうしていただきたいと思います。やっぱりこの基本協定違反であって、契約違反もしくは、こういう途中解約については、応分の責任を負うものだというふうに思っております。そしてまた、取り消したからって言って、それでどうというものではないわけです。なぜこのような事態に至ったのか、徹底的にその原因を追求する必要があります。管理者、この原因は何だと認識されておるか。それをお聞かせください。

○議長（松井節男君） 管理者。

○管理者（清水聖士君） 招集あいさつの中でも申し上げましたけれども、指定管理者の運営上の問題が昨年10月に判明したと申し上げましたが、そういったことが原因であろうというふうに認識しておりますが、今月野議員ご指摘のとおり、原因の確認といったことは、今後のさわやかプラザ軽井沢の今後の運営にとっても、大変重要な事柄であろうと思っておりますので、今のご指摘の点は、重く受けとめて対応してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（松井節男君） 月野議員。

○10番（月野隆明君） ぜひ徹底的に追求、究明していただきたいと思います。

では次に、水道料金の未払いがあったということで、県水から組合に電話があったと聞いておりますけれども、これは先ほどの管理者が言われた10月ということによろしいですか。それをお聞かせください。

○議長（松井節男君） 事務局次長。

○事務局次長（湊 明彦君） 昨年10月云々という議員のご質問ございました。私どもこの会社との個々、具体的な状況につきましては、情報公開条例の絡みの中で、お答えできるものとお答えできないものがございますので、ぜひご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松井節男君） 月野議員。

○10番（月野隆明君） 情報と言いますけれども、未納があったということで、組合に電話があった、では幾らとか、そういったことを聞いておるわけではない、そういったときにどう対処したかが問題なのです。このことを管理者にこれは速やかに通知されましたか。それをお伺いします。

○議長（松井節男君） 事務局次長。

○事務局次長（湊 明彦君） 日々の会社の運営状況については、私ども職員が常にチェックしております。そして、本年1月には正副管理者に対しまして、さわやかプラザ軽井沢の運営状況ということをご報告しております。

以上です。

○議長（松井節男君） 月野議員。

○10番（月野隆明君） そうすると、当然ミナト興業に対して、その時点で対処もされたと思いますけれども、基本協定32条第2項に基づいて、対処したかどうか。つまり32条の2項、この32条の2項には、乙は収支に関する帳票その他事業に関する記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない、こうなっておりますけれども、この報告を求めて入手しましたか。

○議長（松井節男君） 事務局次長。

○事務局次長（湊 明彦君） ただいま32条関係で収支に関する報告ということのご質問でございました。私どもは日々日報及び月報につきましては、報告を受けております。そして、ただいまの経理

状況に関する報告につきましては、昨年7月の定例打ち合わせの中で、出すよう私どもも要請しました。そして、去る2月15日に提出を受けました。

以上です。

○議長（松井節男君） 月野議員。

○10番（月野隆明君） その結果、それから読み取れたものというのは、どういうことだったのか、お聞かせください。

○議長（松井節男君） 事務局次長。

○事務局次長（湊 明彦君） 2月15日にいただきました収支内訳書、実はこれは私どもが期待した内容と若干違っていましたので、今訂正するようにお願いしておりますが、しかしその内容を見ますと、昨年4月から12月までの収入状況及び支出状況が記載されております。そして、その状況を一部訂正したと仮定をすると、例えばすべて債権債務をきれいに整理するということになったと仮定すると、その段階では170万円程度、12月末までで170万円程度の支出増、つまり赤字という形が読み取れるかと思えます。

以上です。

○議長（松井節男君） 月野議員。

○10番（月野隆明君） それは今年の2月、まだ四、五日しかたっていない、本当はそうでなくて、そうした兆候があった、去年の7月だか9月だか知りませんが、さっきお答えになりませんでした、そのときにこの32条の2項を駆使して、そしてそういったものを出させておけば、そういった状況も把握できたのではないですか。だから要はそうした兆候があったにもかかわらず、その時期に対処せず、放置していた。しかるべき対処をしなかったというのは、管理者の責任が問われるのだと思えますけれども、管理者、いかがですか。

○議長（松井節男君） 管理者。

○管理者（清水聖士君） それはおっしゃるとおりでございます、その点に関しての管理監督の責任は、私も重々痛感しておりますのでございます。

○議長（松井節男君） 月野議員。

○10番（月野隆明君） ぜひこういったときには、即対応していただきたいと思えます。公共料金とか、すなわち光熱水費、電話料、公租公課、こういう遅延とか未払いとか、こういったのがあるということは、資金繰りの苦しさの兆しでありますから、最も早くあらわれる兆しです。基本協定、こういったものというのが条文化されていないというのも、欠落しているのは残念なことです。今後のぜひ参考にして、ちゃんとしたものができるようにしていただきたいと思えます。つまり48条2項に従って取り消したというのでは、收拾がつかないです。最悪の事態を回避する条文ともなっておりません。相手方が有利な条文である。こうした状況というのは、やっぱり基本協定書をつくったところに責任があるのではないかと思います。そうでないと、組合に責任ある、先ほど管理者、責任があると

おっしゃっておりますから、ぜひこうしたものに対する取り組みも、当然今までこういった協定はごらんになっているはずですから、そういったものを十分、こういったときこそ、弁護士に相談して、それで作るべきなのではないかと思えます。

さて次に、指定管理者取り消しをした後のことについて伺いますけれども、先ほどは委託で、はっきりしませんでした。委託方式とか直営方式とか、さわやかプラザを休業することなく、対処するというような管理者からの説明がありましたけれども、直営にする場合、あるいは委託にするにしても、現在の条例では指定管理者の条例だけであって、そうした指定管理者以外の委託の方法というのは、条例のどこにもありません。したがって、この先はどういうふうにされるつもりですか。

○議長（松井節男君） 管理者。

○管理者（清水聖士君） 今ご指摘のいただきましたこの指定管理の条例の関係でございますけれども、この関係で申し上げますと、当環境衛生組合には条例が2つあるわけでありまして、1つは、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合公の施設の指定管理の指定の手續等に関する条例でありまして、いわゆる手續条例と言われている条例でございます。2つ目の条例が、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合さわやかプラザ軽井沢の設置及び管理に関する条例でございます。このうち、この設置及び管理に関する条例におきましては、第5条において、さわやかプラザ軽井沢の管理は、指定管理者に行わせるものと明確に規定されております。このため、今回のように指定管理の辞退など、急遽指定管理者による管理ができなくなった場合には、対応ができない、そういった問題がございまして、それは今月野議員がご指摘されたとおりでございます。このため、今回の件を契機として、当組合でもこういった内容に関して、条例改正が必要であると考えておる次第でございます。

○議長（松井節男君） 月野議員。

○10番（月野隆明君） 当然これは、条例改正ないしは条例の設置をしなくてはならないと思えますけれども、ぜひそこは速やかにやっていただきたい。ただ、そうする場合においても、今回はもう日にちがございません。日にちがございませんのに、それで指定管理者の打ち切りは、2月29日となっておりますから、3月1日からはどういった方策で、どういったことで、一日も休まずにさわやかプラザを運営するということを考えていらっしゃるのか、お聞かせください。

これは管理者でしょう。やっぱり。管理者の考えを聞かないと。

○議長（松井節男君） 管理者。

○管理者（清水聖士君） この点は、実務上の問題でございますので、実務を担当しております湊次長から答弁させます。

○議長（松井節男君） はい。

○事務局次長（湊 明彦君） 今管理者の方から、現在のさわやかプラザの設置管理条例の問題点が明らかになりました。したがって、一日も早くこの条例改正を議会の場でご審議いただき、そしてその後は速やかに組合が直営という形で、新たな一部委託先を探していく必要がございます。現在

の指定管理者は、3月1日からは指定管理できないわけですから、あと残り10日余りの中で、次の引き受け先を考えざるを得ないという中で、現在は地元で構成しております管理組合がございます。クリーン総合企業管理という信用組合がございます。こちらと、もし議決で関係条例それから関係予算が通ったと仮定した場合に、引き受け先となっていたかどうか、現在鋭意協議中でございます。以上でございます。

○議長（松井節男君） 月野議員。

○10番（月野隆明君） そうすると、クリーン総合企業管理組合ですか、そこに委託される、その場合においても、今度は委託契約書それから仕様書、こういったものが必要でありますけれども、3月1日間に合うのですか。

○議長（松井節男君） 事務局次長。

○事務局次長（湊 明彦君） 3月1日からの委託は、したがって時間のいとまがございませんので、まずもって契約方式は随意契約方式を考えてございます。それから次に、委託内容でございますが、基本的には平成18年度における委託の状況に基づくということを考えてございますので、仕様書はその仕様書を基本的には準用したいと思っております。3点目に、委託金額でございますが、委託金額につきましては、そのときの委託金額をベースとして、例えば3月いっぱいであれば、その12分の1というような形での、当面の委託金額を積算をさせていただき、そしてそれも状況が変わってございますので、委託契約の最後に、月末に精算をするというような条項を入れさせていただいて、何とか3月1日の引き継ぎに間に合わせていくべく、今準備しているところでございます。

以上です。

○議長（松井節男君） 月野議員。

○10番（月野隆明君） 今度この直営といいますか、委託に移行するに当たって、管理者は業務に一日も支障のないようにするという話でございますけれども、現在従事しているさわやかプラザの従業員というのは、ほとんどがミナト興業の職員だと思います。したがって、これが取り消しになると、こういった人たちは全部やめて、新たにそういったことを、人を採用しなくてはならないということも生じるのではないですか。それとも現在働いている人をそのまま引き継いで、それであればいいのかどうか。その辺をはっきりしていただきたい。

○議長（松井節男君） 事務局次長。

○事務局次長（湊 明彦君） ただいまさわやかプラザに現在ミナト興業の正職員が5名、そしてアルバイトが、ローテーションでございますけれども、三十四、五名、ちょっとはっきり申し上げられません、三十四、五名おります。現在クリーン組合とは、まずアルバイトにつきましては、クリーン総合企業管理組合の方で雇用していただく。そして、正職員、ミナト興業の正職員5名、こちらについては、現在ミナト興業の社員でございますので、基本的には社員は引き揚げるというのが会社の方針かもしれませんが、今現在会社には居抜きで、その職員がこのままさわやかプラザで勤務できる環境

を整備してほしいということで、こちらお願いしてございます。

その環境、そのまま働ける環境というのは、例えばミナト興業にこのままクリーン総合企業管理組合が職員を一部派遣してほしいという委託契約する場合もあるかもしれませんが、あるいは会社の中でクリーン企業に移籍をするというやり方もあるかもしれません。その環境については、現在会社に今お願いをしているところでございます。ただ、結果として、今いる従業員、アルバイトがそのまま3月1日に現職、ほとんど全員がそのまま従事できる環境を目指して、現在準備中でございます。

以上です。

○議長（松井節男君） 月野議員。

○10番（月野隆明君） これは一般的に見まして、会社が傾きかけるといいますか、そういった状態になる場合というのは、一般的な話ですけれども、資金繰りに行き詰まった会社の場合、約束手形を乱発したり、あるいは小切手の先付小切手を発行したり、ヤミ金融に手を出したり、のっぴきならない状況に追い込まれる例が、ちまたではいろいろあります。その間仮に逃避資金をつくって、それで俗に言う夜逃げとか、行方不明になって連絡がとれないとか、そういったことというのは、短期間に起こりがちであります。

したがって、そこで在籍したまま仕事に従事するということは、その働いている人は、給料の遅延やあるいは不安定な状況の中で仕事をすることになるわけです。だから、今回こうした中であれするとするならば、ミナト興業に在籍したままの人を、そこでそうした大事なところに、しかも現金を扱うところに従事するというのは、好ましいことではないと思います。

したがって、もしそのままあれするのだとしたら、必ず移籍して、そして給料の保障がされ、そして安心して働ける、そうした環境のもとでなければ、これは許されないと思います。自分から取り消しの申し出をしたぐらいなのですから、そういった場合にそういったことを許していたら、これは何をやっているのだということになるのではないですか。管理者、どうですか。お伺いいたします。

○議長（松井節男君） 管理者。

○管理者（清水聖士君） ただいまの月野議員のご指摘は、それは非常にごもっともであろうと私も思っております。今のご指摘の点を十分踏まえて、迅速に対応してまいりたいと思っております。

○議長（松井節男君） 月野議員。

○10番（月野隆明君） 先ほどこのクリーン総合管理企業組合に委託されるようなことを気にしたのですが、ここの現在の業態というのは、どんなふうになっているのですか。その全貌というものをちょっとお聞かせください。

○議長（松井節男君） 事務局長。

○事務局長（大野一郎君） クリーン総合管理企業組合の概要ということですが、設立につきましては、平成13年の3月6日ということで、それぞれ組合員が出資金を出しまして、現在環境衛生組合から委託業務を受けているわけですけれども、委託内容につきましては、さわやかプラザ軽井沢の日常

の清掃業務、あと駐車場の管理業務、それと周辺の景観緑地の管理業務と。以上のような委託業務が行われております。現在は、組合員ですが、38名で構成されております。

以上であります。

○議長（松井節男君） 月野議員。

○10番（月野隆明君） 地元還元施設ですから、ぜひこの組合をより一層充実させて、先へ進めていただきたいと思います。こういった考え方というのを、構想というのは管理者、ご指示なさるのですか。

○議長（松井節男君） 管理者。

○管理者（清水聖士君） 職員といろいろ協議する中で、そういった、こういった構想が出てきたということでございます。

○議長（松井節男君） 月野議員。

○10番（月野隆明君） 世の中、これは企業でも役所でもそうなのでしょうけれども、黒字で、平和で順調なときというのは、だれでも長は務まると思うのです。肝心なことは、一たん緩急あるとき、不測の事態が突然起きたとき、そのときどのように対処したかということが極めて重要であるということなのです。そこで首長の首長たる真価が問われるのではないかと思います。陣頭指揮をとって対処したかどうか、この場合は非常に大事です。今後の対応として、今度の委託方式というのは、今後ずっとそういった方法でやるのか、緊急避難的な対応であるのか、その点をお聞かせください。

○議長（松井節男君） 管理者。

○管理者（清水聖士君） いわば緊急避難的な対応でございまして、今後のあり方については、月野議員を初め、議会の皆様とも十分協議しながら、検討してまいりたいと、そういうふうに思っております。

○議長（松井節男君） 月野議員。

○10番（月野隆明君） 二度と再びこのような失態が起きないようにするために、組合自身が委託先の管理運営状況、チェックして、適正かつサービス向上が図れる体制づくりをつくっていただきたいと思いますけれども、これについては細心の注意と勇気を持って、きっちりやっていただきたいと思いますので、よろしく願います。委託方式となっても、クリーン総合管理企業組合に任せっ切りにしたりせず、積極的に関与して、市民に親しまれ、それで利用者が増加する一つとして、育てていただきたいと思います。そのような管理運営を行うよう要望して、この要望を実現することを確約していただきたいと思います。管理者の決意はどんなものですか。聞かせてください。

○議長（松井節男君） 管理者。

○管理者（清水聖士君） 今月野議員からご指摘がありましたとおり、この関係する市民に対して、十分なサービスが継続的に行われるように、細心の注意を今後払いまして、最大限の努力を行っていく決意であるということをお知らせいたします。

○議長（松井節男君） 月野議員。

○10番（月野隆明君） このような事態が発生する可能性は、例えば最悪の事態というのは、ひょっとすると、2月中に、あるいはあした起こるかもしれない、2月をもって指定管理者の取り消しでありますけれども、この45条の本業務の引き継ぎ、それから46条の原状回復、それから32条に掲げる報告書の提出、こういったものというのを完全実施する計画というのは、立っておりますか。

○議長（松井節男君） 事務局次長。

○事務局次長（湊 明彦君） ただいまのご質問は、今後指定が取り消された後、そうはいても、旧指定管理者のミナト興業にさまざまな債務が、その義務の履行をいかに担保するかということのご質問かと思えます。先ほど来私どもでもお話ししておりました、今後、今弁護士さんと相談しておりますが、可及的速やかに取消書を出すべく、準備しております。その取消書の中身に、今議員がおっしゃられた条項をすべて入れ込んで、それらはまだ旧指定管理者の義務であるということをしつちりうたいます。

例えば、業務の円滑な引き継ぎ、例えば3月以降もまだ引き続きあると思えます。この問題。それから、指定期間内に発生した債務の履行。これも指定管理が終わったから、その間の債務は知らないよということにはさせないということ。それから、指定管理者が持っていた個人情報等々の秘密、こちらもし引き続き秘密の保持の問題がある。再度また同じことの繰り返しになりますが、さらに損害が発生した場合には、請求権は組合が持っているということの確認。この文書を、こういう条項を協定書に基づいて取消書に別添のとおりという形でつけさせていただく。この案文がこれでいいかどうか、弁護士さんにただいま照会しております、ほどなく回答が来る予定になっております。

したがいまして、旧指定管理者がまださまざまな債務を残していると。その義務の履行をすることが、指定取り消しの条件だということをしつちりうたっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（松井節男君） 月野議員。

○10番（月野隆明君） ぜひそういったものできちんとしたものに、抜かりのないようにしていただきたいと思います。そうすると、当然第38条の回数券及び会員券の取り扱いの通知についても、それは当然入ると思えますので、漏れなくそういったのに文書化して、早急に明確にして、損失をこうむらないようにしていただきたいと思います。

それともう一つは、利用者の保護に関すること等についても、十分留意した取り組みであってほしいと思っております。

あとこれは最終的にはまだ、この条項を見ると、30日後という問題もありますから、来月いっぱいにかかると思えますけれども、こうした最終的なすべての手続、あるいは処理が終わったら、報告書を作成して、そして議会に報告されることと、それでこの問題の責任の所在というのを明快にしたいと思っております。

そしてまた、今回の指定管理者の指定の取り消しから多くのことを学ぶ機会でありましたし、また

反省とか指摘事項が明らかになりました。さわやかプラザ軽井沢については、指定管理者の指定に限定した条例でしかなかったこと、指定管理者のチェック機能が甘く、指定に至るまでの相手方の調査が不十分であったこと、基本協定書の条文が不測の事態に対処する条文が不備であったこと、兆候があったにもかかわらず、対処がおくれたこと、重大な問題であるにもかかわらず、相手の実態調査が緩慢、対策、方策の解除がおくれ、危機管理意識が問われる結果となった。こういったものが挙げられると思います。したがって、さわやかプラザ軽井沢が不名誉な不祥事の原因の場でもあったことであり、この施設が健全でモデル的運営、あるいは管理がされ、市民に愛される施設とならなければならないと思います。そのために早急に体制を整え、一心不乱で取り組み、名誉挽回をしていただきたい。強く要望して終わりますが、最後に必ずやりますという清水管理者の決意を聞かせていただくことにして、終わります。

○議長（松井節男君） 管理者。

○管理者（清水聖士君） ただいまの月野議員のるるご指摘いただいた言葉を重く受けとめて、最大限の努力をこれから行ってまいります所存でございます。

○10番（月野隆明君） 終わります。

○議長（松井節男君） これで質疑を終わります。

---

#### 議案第1号

○議長（松井節男君） 日程第3、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（大野一郎君） 議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与に関する条例の制定について、ご説明いたします。

本案につきましては、提案理由にもございますとおり、鎌ヶ谷市職員の給与に関する条例を準用するため、新たに本条例を制定し、従来の柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与に関する条例を廃止しようとするものでございます。

従前から申し上げますが、当組合の給与条例は、独自のものではございますが、内容といたしましては、鎌ヶ谷市に準拠しており、鎌ヶ谷市が改正予定の場合にも、組合も改正しておりました。

ただ、組合議会は構成市議会より1カ月前に開催するため、改正作業や適用時期等に支障が生じていたことから、給与条例については、鎌ヶ谷市を準用すべく、改正するものであります。なお、柏市、白井市、鎌ヶ谷市が加入する当組合以外の組合につきましては、構成市の条例を準用しているところでございます。

では具体的な改正規定ですが、第1条、目的では、この条例は地方公務員法第24条第6項の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とすると定めております。

第2条、準用では、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与については、鎌ヶ谷市職員の給与に関する条例の例による。この場合において、鎌ヶ谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例とあるのは、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例と、市長とあるのは、管理者と読みかえるものと定めております。

次に、附則でございますが、第1項ではこの条例は公布の日から施行すると定めております。これは、鎌ヶ谷市3月議会にも対応できるよう、公布の日からと定めたところでございます。第2項では、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与に関する条例は、廃止すると定めております。これは、旧条例を廃止し、新規に条例を制定する形をとっております。第3項では、この条例施行の際、旧条例の規定に基づいてなされた決定、及び届け出その他の手続は、この条例の各相当規定によってなされたものとみなすと定めております。この経過措置により、旧条例でされた決定及び届け出、その他の手続を新条例においても引き継げるようにしております。第4項から第7項については、今回の条例制定において、変更が生ずる箇所の一部改正でございます。各条例の中で職員の給与に関する条例や、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与に関する条例としていたものを、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与に関する条例第2条において準用する、鎌ヶ谷市職員の給与に関する条例と置きかえるものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（松井節男君） 質疑については、通告がありませんので、これで質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松井節男君） 討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これから議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松井節男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### 議案第2号

○議長（松井節男君） 日程第4、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の期末手当及び勤勉手当の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（大野一郎君） 議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の期末手当及び勤勉手当の特例に関する条例の制定について、ご説明いたします。

本案につきましては、提案理由にもございますとおり、厳しい財政状況にかんがみ、行政改革の一環として、職員の期末手当及び勤勉手当を引き下げようとするものでございます。

第2条、期末手当の特例では、職員の期末手当については、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合の給与に関する条例第2条において準用する鎌ヶ谷市職員の給与に関する条例第19条第5項中、規則で定める割合とあるのは、規則で定める割合に2分の1を乗じて得た割合と読みかえて適用とするものと定めております。

第2条、勤勉手当の特例では、前条の規定は勤勉手当について、給与条例20条の4項の規定により準用する場合についても同様とすると定めております。内容につきましては、平成20年4月1日から22年3月31日までの間、期末、勤勉手当の役職加算率、規則で定める割合ですが、役職により100分の5、100分の10、100分の15と3段階あるものを、規則で定める割合に2分の1を乗じて得た割合にする。つまり半分に改正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（松井節男君） 質疑については、通告がありませんでしたので、これで質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松井節男君） 討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これから議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松井節男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の期末手当及び勤勉手当の特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

### 議案第3号

○議長（松井節男君） 日程第5、議案第3号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合ごみ処理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（大野一郎君） 議案第3号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合ごみ処理に関する条例の一

部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

本案につきましては、提案理由にもございますとおり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に基づき、条例を改正しようとするものでございます。

第8条、一般廃棄物処理業の許可では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により、同法第7条第3項の前に、許可の更新時における有効期間の満了日に関する規定が2項追加されたことから、同法を引用する第8条第1項第1号中、同条第4項を2項繰り下げて、同条第6項と改正するものであります。

第9条、許可の取り消し等では、第8条でご説明しましたとおり、2項を繰り下げることから、第9条第1項中、第7条第3項第4号を第7条第5項第4号とし、さらに許可の取り消し要件がイからチの間に2項追加されたことから、イからチをイから又に改めるものであります。また、同法の改正前は、法第7条の3で事業の取り消し等として、許可の取り消し及び停止要件を規定しておりましたが、新たに事業の停止規定を法第7条の3とし、許可の取り消し規定を法第7条の4に分けて改正したため、法第7条の3の次に、及び法第7条の4を加えるものであります。

なお、改正後の施行期日につきましては、附則に記述してございますように、条例の公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいいたします。

○議長（松井節男君） 質疑については、通告がありませんでしたので、これで質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松井節男君） 討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松井節男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合ごみ処理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午後 4時13分 休 憩

---

午後 4時23分 再 開

○議長（松井節男君） それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

## 日程の追加

○議長（松井節男君） 休憩前に事務局から、さわやかプラザ軽井沢の業務継続を図るため、現在の柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合さわやかプラザ軽井沢の設置及び管理に関する条例の全部を改正したい旨、またそれに伴い、当初上程予定の平成19年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）、及び平成20年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算について、所要の箇所を修正し、追加上程したい旨の申し出がございました。そのことにつきまして、本日の日程に追加し、直ちに議題とすることで代表議員会議の一致を見たところでございます。提出された案件につきましては、議案第4号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合さわやかプラザ軽井沢の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第5号 平成19年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）について、議案第6号 平成20年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算について、以上3件でございます。

お諮りいたします。議案第4号から議案第6号を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松井節男君） ご異議なしと認めます。

議案第4号から議案第6号を日程に追加し、追加日程第1から第3として議題とすることに決定いたしました。

ただいま事務局より追加日程及び議案3件を配付させます。

ここで管理者より提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（清水聖士君） 急な議事日程の変更につきまして、ご理解をいただきまして、まことにありがとうございました。改めまして、議案の追加について提案させていただきます。

先ほどご報告いたしましたように、さわやかプラザ軽井沢の管理運営について、現在の指定管理者ミナト興業株式会社が、2月末日をもって辞退することとなりました。このため、さわやかプラザ軽井沢の休館を避けるため、委託方式に変更する等の対応により、円滑に事業継続を進めることを考えております。このため、新たに追加議案としてご審議いただきます案件は、議案3件であります。

それではこれより今回上程いたしました案件につきまして、順次ご説明申し上げます。

初めに、議案第4号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合さわやかプラザ軽井沢の設置及び管理に関する条例の制定につきましては、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合さわやかプラザ軽井沢の設置及び管理に関し、委託方式と指定管理者方式とどちらでも対応できるよう、必要な事項の改定をしようとするものであります。

次に、議案第5号 平成19年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ165万3,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額

をそれぞれ34億1,219万7,000円とするものです。

歳入につきましては、2款使用料及び手数料を722万9,000円増額し、3款繰入金を557万6,000円減額し、あわせて165万3,000円を増額するものでございます。歳出につきましては、3款衛生費では周辺整備事業の管理運営に要する経費、公有財産購入費を880万円減額し、さわやかプラザ軽井沢の維持管理運営に要する経費では、新たに運営管理業務委託を650万円、回数券等管理業務委託料を434万5,000円、光熱水費を220万8,000円など増額し、また指定管理業務委託料を412万3,000円減額し、あわせて165万3,000円を増額するものでございます。

次に、議案第6号 平成20年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算につきましては、予算編成の基本方針として、前年度と同様に厳しい財政状況にかんがみまして、平成18年度決算状況や平成19年度決算見込みを的確に把握し、経費節減と負担金の削減を基本に、予算編成に取り組みましたが、平成20年度当初予算では、歳入歳出とも総額34億4,052万5,000円となり、前年度よりプラス9,677万円、率にいたしまして、2.89%の増額予算となりました。増額の理由といたしましては、さわやかプラザ軽井沢の運営におきまして、指定管理者制度から委託方式に変更するため、これらにかかわる予算が増額されたのが主な理由であります。歳入につきましては、前年度と比較して、さわやかプラザ軽井沢の運営において、委託方式に変更することにより、使用料及び手数料が9,487万1,000円、財政調整基金からの繰入金が2,565万8,000円、平成19年度歳出決算見込み額の不用額分を見込んだ予算計上の方法に変更したことにより、繰越金が2,166万7,000円の増額となっております。その結果、構成市負担金は4,602万8,000円減額されております。

歳出については、前年度と比較して、3款衛生費のし尿処理費が327万8,000円、ごみ処理費が2,633万2,000円、周辺整備費が1億899万6,000円増額となっておりますが、総務一般管理費は170万5,000円、共同化処理費は3,994万4,000円が減額されております。これらを取りまとめた結果、平成20年度の予算案は、前年度と比較して、歳入歳出とも9,677万円の増額予算となったところでございます。

以上がこのたび新たにご提案いたしました案件の概要であります。詳しくは担当者より説明いたします。よろしくお願い申し上げます。

---

#### 議案第4号

○議長（松井節男君） 追加日程第1、議案第4号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合さわやかプラザ軽井沢の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（大野一郎君） 議案第4号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合さわやかプラザ軽井沢の設置及び管理に関する条例の制定について、ご説明いたします。

こちらにつきましては、全部改正でございます。提案理由でございますが、さわやかプラザ軽井沢

の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものであります。

内容といたしましては、運営管理について、指定管理者のみに限定していたものを、指定管理者制度以外の委託契約でも行うことができるよう、改正するものであります。現在さわやかプラザ軽井沢の指定管理者でありますミナト興業株式会社より、2月末日をもって指定管理者を辞退する旨の文書の提出がございました。このため、これから新たに指定管理者を指定するいとまがないため、指定管理者制度に移行する前の委託契約の状態に戻すものであります。

条例の内容でございますが、第1条から第4条までは、改正前の条例とほぼ同様の内容になっております。改正前の条例第5条以下の指定管理者の規定については、新しい条例の第17条以降に規定しております。新規に第5条から第16条と第24条において、指定管理者制度に移行する前の委託契約の条例の内容を新たに追加し、指定管理者制度にも対応できる条例となっております。

第17条、指定管理者による管理でございますが、さわやかプラザ軽井沢の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合が指定するものに行わせることができると新たに定めております。

第18条、指定管理者に指定できない法人、その他の団体でございますが、こちらは指定管理者制度以降後の条例と同様に定めております。

第19条、指定管理者が行う業務の範囲では、指定管理者にさわやかプラザ軽井沢の管理を行わせる場合の業務内容について、定めております。

第20条では利用料金、第21条では利用料金の減免、第22条では利用料金の還付を定めております。

第23条では、指定管理者による管理を行う場合における条例の読みかえ規定を定めております。

附則につきましては、第1項では施行期日を定めております。第2項から第5項におきましては、経過措置を定めております。第2項及び第3項におきましては、旧条例に基づき、指定管理者がした許可及び申請は、管理者がみなしたものとしております。第4項におきましては、指定管理者が発行した回数券、複合使用回数券及び会員券については、管理者が発行したものとみなしております。第5項につきましては、旧条例に基づき、指定管理者が管理者の承認を得て定めた利用料金等については、平成20年3月31日限り、その効力を失うことと定めております。

また、別表の使用料でございますが、こちらは現在の料金体系と同様の料金体系を設定しております。

以上であります。よろしくお願いたします。

○議長（松井節男君） これから質疑を行います。

なお、以後の議案につきましては、追加議案であり、申し合わせ事項のみ発言の事前通告制の対象外となりますので、質疑を認めます。

質疑ありませんか。津久井議員。

○4番（津久井清氏君） 今渡されたので、ちょっとなかなか頭に入らないのですけれども、今回の

この件については、やはりミナト云々という名前になっていますけれども、やはり情報が必ずしも十分に公開されていないというものが、私は一つのポイントでないかと思うのですが、この中に情報公開についての条項があるのかどうか。そこをまずお聞きいたします。

○議長（松井節男君） 総務課長。

○総務課長（香取延也君） 今回の条例改正につきましては、先ほども説明させていただきましたけれども、大きな改正点関係はありますけれども、情報公開関係につきましては、特に触れたものとしてはございません。

○議長（松井節男君） 津久井議員。

○4番（津久井清氏君） 手元にちょっと資料がないのですが、たしかさわやかプラザができるときに、いわゆる一部事務組合の情報公開条例を県下で初めて適用するというので、新聞にも大きく出た記憶があるのです。そのことが恐らく今回のこういう事態と、情報公開が必ずしも十分でなかったことも今回の私は原因の一つだと思っているのです。それがどう生かされているのか、あるいはこれに附則として入るのか、そこがちょっと今の答弁で納得できないところあるのです。

○議長（松井節男君） 事務局長。

○事務局長（大野一郎君） 組合の条例におきましては、別途情報公開条例ございますので、こちらの方で一応事業をするといえますか、賄うというようなことになると思います。

○4番（津久井清氏君） わかりました。

○議長（松井節男君） ほかに質疑はありませんか。

佐藤議員。

○6番（佐藤尚文君） 議案そのものについては、今初めてここで見るので、なかなか内容を精査することが難しいわけですが、議長にお許しをいただきたいのですが、先ほど来のご説明の中で、もう少し追加で伺いたいこと、あるいはこれについて判断する上において、もう少し聞きたいことがあるので、お許しをいただきたいと思いますが、まず私たち、指定の取り消しの申し出がされた、書類があるそうですが、それくらいはぜひコピーか何かしていただきたいなというふうに、最初に思ったのと、それから今日までわずかな日数であったかもしれませんが、どういう経過で今日に至ったのかということ、どういう対応をされたのかということも、紙1枚で結構ですので、こういうふうにしてきましたと、これからこういうふうにする予定ですということを、口頭で説明されるというのもちょうどどうかなというふうに思いますが、それからもう既に、取り消しの通告はしていないそうですが、取り消しをすることが前提でこの話が進んでいるわけですが、2月、今日は19日ですが、2月いっぱいでおやめになるということをご了解されたわけですが、その経緯が私はよくわからないのです。今月いっぱいやめるということは、次段取りするのに非常に大変な思いを皆さんはされるわけです。それでもやむを得ないというふうに判断をされた理由というの、わからないのです。今日も営業されているのでしょうか。まだ営業しているなら、段取りがつくまでもう少し頑張れということ

ができなかったのかどうかとか、そういう判断を、私たちには何の資料もなく、判断できないのですが、その点について伺います。

○議長（松井節男君） 事務局長。

○事務局長（大野一郎君） これまでの経緯につきましては、先ほど月野議員との質疑のやりとりの中で、口頭ではありますが、お話しさせていただきましたけれども、これでなぜこんな急に取り消しの申し出について了承したかというご質問ですが、これにつきましては、確かに先週の金曜日、この日の申し出でもう、まだ数日しかたっていないという状況ではございますけれども、いろいろその間指定管理者であるミナト興業につきましては、12月の末から1月の初めにつきましては、いろいろな情報が錯綜しまして、会社そのものの経営が非常にどうだというような話も出ましたので、一番やっぱり避けなければいけないのは、突然倒産されたり、そういう状況になったときに、やはりさわやかプラザの営業ができなくなる、利用者に迷惑かけるというようなことを、一番避けなくてはならないなというふうに思いましたので、どういうふうに対応したらいいかなということで、考えておりましたら、ミナト興業の方から、2月15日付の指定の取り消しの申し出が出てきたということなので、これにつきましては、一刻も早く事態を収拾した方がいいということで、その申し出を受けまして、2月いっぱい指定の取り消しというような状況になりました。

さらに、その後の話といたしましては、やはりすぐにその指定管理者の次のというわけにはいきませんので、とりあえず先ほどから何回も申し上げているとおり、やはりこの急場を乗り越えるには、委託に戻して、営業を続けていくというようなことが一番いいという判断をし、またそれにはどうしたらいいかということで、今地元の雇用組合であるクリーン総合管理企業組合、これにとりあえず緊急避難的にお願いするのがいいのではないかということで、同時並行で進めてきたわけです。

経緯としては以上でございます。

○議長（松井節男君） 事務局長、佐藤議員の質問の中に、今日に至るまでの経緯についてのメモ書きでも、何か書き物は出せないかということと、もう一つは、取消申出のコピーをいただけないかということであったと思いますけれども、そのあたりについてはどうなりますでしょうか。

事務局長。

○事務局長（大野一郎君） 申しわけありません。佐藤議員の辞退申し出のコピー、これについては今日会議が終わるまでにお渡しいたします。それと、現在までの状況等のことについての書面でのというお話につきましては、これは後日、今日はちょっとお渡しできませんので、後日お渡しするように考えております。

以上です。

○議長（松井節男君） 佐藤議員、そういうことでよろしいですか。

佐藤議員。

○6番（佐藤尚文君） ぜひ経緯について知りたいと思いますので、大変に緊急のことが起きて、時

間のない中でやっておられるので、事情はお察ししますが、私たち議員に出さなくてはということよりも、やっぱり最初管理者のごあいさつにもありましたけれども、市民にご迷惑をおかけしないという、そういう感覚がまず最初に、今までの経過はどうだったのか、ちゃんとご説明しなくては、私たちにご説明ということではなくて、市民に説明しなくてはというような発想が出てきていいのではないかなと気がしました。

それから、のっぴきならない理由で2月いっぱい終わるわけですが、2月末までは大丈夫という確信といたしますか、あるいは準備といたしますか、監視体制ですか、その辺はどのように、今までと方向を変えましたと。夜逃げされても大丈夫なように、変な話ですけれども、それとそれから現時点で組合が未収になるかもしれない債権というのがあるのですか。

○議長（松井節男君） 事務局長。

○事務局長（大野一郎君） これは、ちょっと今の最初の2月末までは大丈夫かどうかというものに関しましては、ちょっとこれは何とも言えないのですが、前回申し出で持ってきたときのミナト興業の社長との話では、これは今日のあしたに会社がどうこうなるというような状況ではないということは、おっしゃっていたので、それを信じてといたしますか、願うといたしますか、それしかないかなと思います。

それと、組合に対してのそういう債権はございません。

○議長（松井節男君） 佐藤議員。

○6番（佐藤尚文君） 相手が2月末までは大丈夫だというのだったら、指定管理者が新たなものが決まるまでやってくださいと言えばよかったのでしょうか。ばたばたやっ、とりあえず、とりあえず緊急避難的にやむを得ずやるというのはわかりますが、相手の言うことを聞いて、2月末までは大丈夫という判断をしたのは、どうかなと思うのです。申し出をしてお見えになったから、それぐらいに要するに責任感のある社長さんだと思いますが、どうにもならなくなったら、どうもならないのです。これは気持ちで何とかしたいと思っても、でも、本当にそれを信じられるのだったら、私たちの体制が整うまでもう少し頑張ってくださいという話もあったと思います。

過去の経緯、年が明ける前の話も、前回の組合議会の前の説明のときにいろいろ話が出ましたが、その時点からある程度予想がつくというか、ちょっとこれはどうなのという話があったわけですから、そういうことも含めて、これからまだ現在ミナト興業やっているということについて、もう少し危機感を持って当たっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（松井節男君） 佐藤議員、答弁必要ですか。

○6番（佐藤尚文君） いいです。

○議長（松井節男君） よろしいですか。

他に質疑は。

岩田議員。

○8番(岩田典之君) 緊急避難的な措置ということは、よくわかるのですが、これは今回の議案4号は、条例の全文改正ということの議案であります。そもそもこの組合の施設管理に対する考え方を伺っておきたいと思います。

○議長(松井節男君) 事務局長。

○事務局長(大野一郎君) 組合の施設につきましては、し尿の施設、ごみの施設、あとさわやかプラザというふうにあります。これはさわやかプラザにつきましては、この指定管理者制度を導入して、少しでも経費の削減、または民間の活力、ノウハウ、ここら辺を活用して、より迅速に住民サービスにこたえるというようなことで、この指定管理者制度を導入したわけなのですが、考え方につきましては、そういうことで経費の削減と住民サービスというような考え方のもとに、このさわやかプラザについては運営して、今後ともそのような考え方を持って運営をしていきたいと考えております。

○議長(松井節男君) 岩田議員。

○8番(岩田典之君) 今施設管理に関する考え方と、これは今回のさわやかプラザ軽井沢の指定管理者、約1年前、1年もたなかったのですが、もたない、今も指定管理者制度でありますけれども、指定管理者にした経緯のお話があったわけですが、そうしますと今話されましたように、住民サービスの向上とそれから経費を節減するという目的で指定管理者制度にしたわけですが、今回の全文改正にすることは、その指定管理者制度に1年前にした経緯という、これとは整合性といいますが、今回条例を改正する、改正するといっても、全文といいますが、変えるわけですから、どうしてこの議案を出されたのかということをお伺いしたい。

○議長(松井節男君) 事務局長。

○事務局長(大野一郎君) 今回は、何回かお話ししているとおり、急遽のこういう状態になりましたので、委託の方に切りかえると、とりあえずは、緊急的にそういう委託の方に切りかえるということに関しまして、今のこの条例では、指定管理者しかこの施設の運営管理はできないという条例になっておりますので、委託にも対応できるように、今回この条例の改正をお願いするわけです。

以上です。

○議長(松井節男君) 岩田議員。

○8番(岩田典之君) 結果的にせつかくいいと思ってやったことが、こういう結果になった、今回のこの条例改正ということでもありますけれども、今後のさわやかプラザに対する管理の考え方、つまり今先ほど事務局長の方から、どうして1年前に指定管理者に移行したかという説明がありました。そうしますと、今後、今回は緊急避難的なことはわかるのですが、今後このさわやかプラザ軽井沢の管理方法、今後どのように考えているのか、どのようにしていくのかということをお伺いしたいと思います。

○議長(松井節男君) 事務局長。

○事務局長（大野一郎君） とりあえずここで委託という形にさせていただきますけれども、今後平成20年度につきましても、委託でとりあえずは乗り切っていくと。今後につきましては、先ほどもご説明したと思いますが、どういう方法がいいか、これはじっくり協議、検討いたしまして、また指定管理者制度、これを導入するのがいいのか、委託でそのままいくのがいいのか、これはいろいろな角度から、今回の反省も含めて検討して決定したいなど。21年度以降になるとは思いますけれども、決定したいと考えております。

---

#### 会議時間の延長

○議長（松井節男君） 本日の会議時間は、会議の都合によって、あらかじめ延長いたします。

---

○議長（松井節男君） 岩田議員。

○8番（岩田典之君） 今とりあえず、とりあえずというのが4回、5回あるのですが、余り好きな言葉ではないのですが、今後とも責任を持って、この市民サービスにしっかりこたえ、施設管理をお願いをして、終わりたいと思います。

○議長（松井節男君） 他に質疑は。

古沢議員。

○5番（古沢由紀子君） 今出されております議案第4号の条例の制定については、今までご説明がございましたように、指定管理者制度が今回は破綻したわけですが、それにかわるものとして、急遽委託という制度、それを取り入れるために条文の改正を行うということで受けとめております。

それで、この条文を拝見しますと、今申し上げたことに関しましては、満たされていると思いますが、何だかともともミナト興業というのは、平成13年度に委託先として選定され、19年度になりましたが、管理者として指定されたわけです。この業者の選定に関しまして、ある組合側の一定の基準というものを設けて、それに見合うのかどうかということは、当然なされたと思いますけれども、公募をして複数企業を集めて、そこから選択するというような方向は、平成13年はとられていないわけですから、今後委託、平成20年度は委託のままいかれるとおっしゃっていましたが、その後の検討をなされると思いますので、業者の選定、この条例にはかかわってこないかもしれませんが、そこをきちっとされないと、また同じような問題が起きるのではないかと。それに関してのみで結構です。ご答弁いただきたいと思います。

○議長（松井節男君） 事務局長。

○事務局長（大野一郎君） ミナト興業につきましては、オープン当初の平成13年5月、一部委託という形でさわやかプラザに関するの運営にかかわってきたわけです。19年度からの指定管理者の導入に当たりましては、これは公募いたしまして、募集をかけたわけです。当初何社か問い合わせとありますが、当初のときには来たのですけれども、最終的にやはりミナト興業1社が応募したという形だ

ったものですから、ただその選定に当たりましては、選定委員会を設けまして、きちっと厳密に調査並びに選定を行ったわけです。結果として、そういう形でまたミナト興業が指定管理者になったというような経緯でございますので、今後このまま、とりあえず、とりあえずという言葉は済みません、緊急的に今回の措置とらせていただきますけれども、先ほども答弁したように、できればまたそういう形に戻して、極力経費の圧縮をしたいなと思います。そのときには、また広く募集をかけて応募、いろんな業者が参加していただくことが理想だと考えております。

以上です。

○議長（松井節男君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松井節男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松井節男君） 討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これから議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松井節男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合さわやかプラザ軽井沢の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### 議案第5号

○議長（松井節男君） 追加日程第2、議案第5号 平成19年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案内容の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（大野一郎君） 議案第5号 平成19年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ165万3,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算総額をそれぞれ34億1,219万7,000円とするものでございます。1ページをお開きください。第1表でございますが、補正内容につきまして申し上げます。歳入では、2款使用料及び手数料で722万9,000円を増額し、3款繰入金で557万6,000円を減額することから、合わせて165万3,000円を増額するものでございます。歳出につきましては、3款衛生費で165万3,000円を増額するものでございます。

2ページ、3ページをお開きください。歳入歳出予算事項別明細書でございます。歳入では、まず

2 款使用料及び手数料、第 1 項使用料でございますが、さわやかプラザ軽井沢の指定管理者ミナト興業株式会社から、2 月末日をもって指定管理者を辞退したいとの申し出によりまして、指定管理から委託への切りかえを行う関係で、3 月分の還元施設使用料として、722 万 9,000 円を増額するものでございます。また、3 款繰入金、第 1 項基金繰入金でございますが、歳入歳出予算調整分として、557 万 6,000 円を減額させていただきます。したがって、それぞれ相殺し、歳入総額 165 万 3,000 円を増額させていただくものであります。

次に、4 ページ、5 ページをお開きください。歳出では、3 款 1 項 4 目周辺整備費、周辺整備事業の管理運営に要する経費、17 節公有財産購入費でございますが、平成 12 年度から廃棄物処理施設緩衝緑地として着手していた斜面緑地を、周辺整備 5 か年計画において策定されております散策路整備事業用地として購入を予定しておりましたが、購入単価で地権者との折り合いがつかず、今回購入を見送り、880 万円を減額するものでございます。

なお、今後とも借地として引き続き契約することにつきましては、地権者との了解を得ております。

また、さわやかプラザ軽井沢の維持管理運営に要する経費でございますが、先ほど申し上げましたとおり、指定管理者からの 2 月末をもつての指定管理者辞退を受け、指定管理から委託への切りかえを行う関係の予算を計上させていただきました。まず、11 節需用費でございますが、消耗品費で 30 万円、ボイラー用灯油代の燃料費で 40 万 4,000 円、電気料金の光熱水費で 220 万 8,000 円、修繕費で 10 万円の計 301 万 2,000 円を計上しております。

12 節役務費でございますが、電話代等の通信運搬費で 2 万 1,000 円、施設入場者傷害保険等の火災保険料で 37 万 5,000 円の計 39 万 6,000 円を計上しております。

13 節委託料でございますが、指定管理業務委託料の執行残額 412 万 3,000 円を減額するとともに、運営管理業務委託 1 カ月分の 650 万円を計上しております。また、昨年 3 月まで当組合で販売しておりました回数券及び会員券の取り扱いは、さわやかプラザ軽井沢の管理運営にかかわる基本協定書第 38 条第 2 項に定められており、支払い方法について協議を行い、出納制度上各年度で支払いを行うこととなりましたので、回数券等管理業務委託 434 万 5,000 円を計上し、あわせて 672 万 2,000 円を増額するものでございます。

最後に、14 節使用及び賃貸料でございますが、トレーニング機器等のリース、レンタル料として 32 万 3,000 円を計上し、さわやかプラザ軽井沢の維持管理運営に要する経費全体で 1,045 万 3,000 円を計上させていただきました。したがって、以上を相殺し、歳出総額 165 万 3,000 円を増額させていただくものでございます。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（松井節男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

岩田議員。

○8 番（岩田典之君） 需用費なのですけれども、支払い方法というのはどういう形でこれは支払う

予定なのですか。質問の意味、わかりますね。つまり現金なのか、引き落としなのか、どういう形で支払う予定なのでしょう。

○議長（松井節男君） 総務課長。

○総務課長（香取延也君） 需用費の関係でよろしいのですか。すべてなのですけれども、基本的に請求書いただきまして、こちらの方で起票を起こします。そして、こちらの方から現金ではなくて、基本的には口座の方に振り込むという形でございます。現金取り扱いはいたしません。

○議長（松井節男君） 岩田議員。

○8番（岩田典之君） つまり例えば、請求があって、一月後とか二月後とか、そういう形ではないかと思うのですけれども、つまりこれは3月分の、これから起こる補正であると思うのですけれども、これまで、今月いっぱいまでのものは、現在の指定管理者が当然払う義務があると思うのですけれども、その辺の例えば水道料金、水道ですとか電気代とか光熱費ですとか、その辺の支払いのやり方とか、その辺の仕組みは、どうなっているかがちょっとよく理解してなくて質問して、大変申しわけないのですけれども、つまりこれは3月分に発生するであろう需用費を補正しておいて、実際に払うのは新年度になって、4月の終わりとか5月に払うという、こういうことなのでしょう。

○議長（松井節男君） 総務課長。

○総務課長（香取延也君） そのとおりでございます。光熱水費、電気料でございますけれども、こちらは1カ月おくれになってきますけれども、出納閉鎖の方が5月までございますので、そういう形でちょっとタイムラグが出てまいりますけれども、そういう形で支払いはいたします。

○議長（松井節男君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

古沢議員。

○5番（古沢由紀子君） 補正予算書の5ページの指定管理業務委託料のところですが、これは年度協定書によって、3月分がこの額と定められて、この額のとおりです。先ほど来からミナト興業の方が申し出た日にちが2月14日ですか、ということで取り消しがいつになるか明確な日時というのは今わからないわけですが、会計上から言いますと、これは2月いっぱい指定管理者としてミナト興業側に義務が生ずるといえるように見てもよろしいですか。

○議長（松井節男君） 事務局長。

○事務局長（大野一郎君） ミナト興業からの申し出は、確かに15日なのですが、一応今月いっぱい、指定管理者としてミナト興業がさわやかプラザの運営をしていくということでございます。この指定管理の委託料は、3月の1カ月分の割り返した金額になります。年間の委託料は、年度協定で決まって、その12分の1ということで、412万3,000円、これにつきまして減額すると、3月分を減額するということがあります。

○議長（松井節男君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤議員。

○6番(佐藤尚文君) よく理解できないのでもう一回説明してほしいのですが、今やっぱり同じページで委託料で指定管理業務が本来1カ月分、これから払うものをやめたから412万円減額するわけですね。そのほかに運営管理の業務委託で650万円を計上してある。これ1カ月分ですよ。その下の回数券の業務委託というのは、これは何なのですか、434万5,000円。

○議長(松井節男君) 事務局長。

○事務局長(大野一郎君) この指定管理料の委託料は、3月分は指定管理者としてやらないから、これは減額する。運営管理業務委託、これにつきましては、委託に戻した場合の1カ月分のこの業務委託、この費用が発生する、これ650万円、この回数券の管理業務委託、これは去年度まで組合の方でこういう収入については、回数券の販売をしていたわけですがけれども、これが指定管理者になりました。今度は指定管理者の方ですべて、今年度についてはやっていたわけです。昨年度まで、だから売った、組合が直営委託していたときの回数券がまだ、期限は切っておりませんので、依然としていつでも使えるという状況にありますので、これについての支払いが発生するというので、この434万5,000円を計上させていただいています。

以上です。

○議長(松井節男君) 総務課長。

○総務課長(香取延也君) 済みません、ちょっと今回数券の管理業務委託につきまして、補足させていただきます。この回数券につきましては、平成18年度中に要は組合の方で売ってありました。組合の方で収入を得ていました。ですがけれども、そちらについて、期限を切っていないものですから、それを19年度中に使った場合には、ミナト興業で収入になりません。それをこちらの組合の方から補てんする、簡単に言うと補てんするというような内容のものでございます。

○議長(松井節男君) 佐藤議員。

○6番(佐藤尚文君) 19年度はミナト興業が売っているわけですよ、回数券。そうすると、3月以降はミナト興業からその使った分を回収するということになりますか。

○議長(松井節男君) 総務課長。

○総務課長(香取延也君) 今回補正でございますから、そういう形になります。今度は逆に、新年度予算につきましては、逆の形になります。そのとおりでございます。

○議長(松井節男君) 佐藤議員。

○6番(佐藤尚文君) そこに組合は債権発生するわけですね。それは回収するという確約はとれているのですか。

○議長(松井節男君) 答弁は必要ですか。

○6番(佐藤尚文君) はい。

○総務課長(香取延也君) こちらに関しましては、ミナト興業に債権を持っているわけではござい

ません。

○議長（松井節男君） これは債権ではなくて、債務だと思います。こちらから向こうに払うことになります。

ほかに質疑はありませんか。

池ヶ谷議員。

○7番（池ヶ谷富士夫君） 補正予算でちょっと聞かなくてはならないところがあるので、年度協定書の1ページの第4条、平成19年度の指定管理料というので、それらしいことは今質問されていましたが、その中のミナト興業に対しての支払いについて、ちょっとお聞きしたいのは、2項のこの部分、要するに審査し適正と認められるときとか、10日までに請求するもの、そういったことを、第2項をちょっと説明していただけませんか。

それともう一つ、この補正予算見ておわかりのとおり、指定管理委託料というのがいかに安くなるということがわかるかと思います。この指定管理が導入されるという、当時の導入のその背景というのは、市民サービスの向上、そして経費の削減、節減ということを、そういう背景で導入されていたことはもう皆さんご承知だと思いますけれども、先ほど来執行部の事務局の立場、とりあえずという、そういった表現がいつまで続くかという、そういったことですが、そういったことを考えても、ぜひ指定管理をしっかりと進めていくことが急務ではなكارうかなと。そういうようなことを思いますので、その辺のこともひとつお願いいたします。

○議長（松井節男君） 答弁必要ですか。

○7番（池ヶ谷富士夫君） はい。

○議長（松井節男君） 事務局長。

○事務局長（大野一郎君） ちょっと済みません、年度協定についての今ご説明は、ちょっと後にさせていただいて、やはりこういう、先ほどの話の中での経費の節減、それと住民サービスの向上、迅速化ということについて、指定管理者制度が有利であるということ踏まえまして、今後できれば、またそこら辺を、指定管理者制度の導入についての検討をしていきたいというふうには考えております。これについては、だから今回の教訓を十分踏まえながら、やっていきたいと考えております。

○議長（松井節男君） 周辺整備室長。

○周辺整備室長（窪田耕造君） 19年度の指定管理料、第4条2でございますけれども、月次の業務報告書、こちらの方が翌月の10日までに請求がございまして、その後の審査をして、翌月の10日までに請求がございまして、以降審査して、10日後に支払いをすると、そういうことになっております。

以上です。

○議長（松井節男君） 池ヶ谷議員。

○7番（池ヶ谷富士夫君） 要するに翌日の10日までに請求されたものをお支払いしますよということですから、では今回のこの2月に当たっては、どういう支払いの方法になるのかという、そういっ

たことと、それで今こういう事態になっていたことが、いつも適正に認められたときに、こうして管理料を支払うのだよという、そういった文言に対しては、どうやって理解をしたらいいのかという、その2つ。わかりますよね。

○議長（松井節男君） 事務局次長。

○事務局次長（湊 明彦君） まず、手続につきましては、この協定書にございますとおり、ミナト興業が例えば2月いっぱい指定管理終わったとしても、本社、ミナト興業自体はありますから、その会社から請求に基づいて、私たちはまず審査します。この場合審査するときに適正と認められたときという条項で、果たして2月の運営管理が適正であったかどうかということの判断基準につきましては、これは実はこれも弁護士さんと相談した中で、さわやかプラザ軽井沢の運営管理における適正とは何かということの検討の中で、弁護士はこのように回答されています。

まず、さわやかプラザのおふるが適正に毎日決められた時間に運用ができているのか、トレーニングルームがきちっとされているか、それからあそこでもう一つ、プールがあります。こういったさまざまなあそこの中のアイテムが、過不足なく仕様書どおり行われていれば、この請求が支払うべきものであるというふうな見解をいただいておりますので、まだ2月終わってございませぬけれども、ミナト興業の運営状況を確認の上、2月いっぱいきちっと利用者に不便かけないように運営管理がされるのであれば、適正と一応判断ができるものというふうに考えております。

以上です。

○議長（松井節男君） 池ヶ谷議員、よろしいですか。

○7番（池ヶ谷富士夫君） はい。

○議長（松井節男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松井節男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松井節男君） 討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これから議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松井節男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号 平成19年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（松井節男君） 追加日程第3、議案第6号 平成20年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算を議題といたします。

議案内容の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（大野一郎君） 議案第6号 平成20年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算について、ご説明申し上げます。

平成20年度の予算編成に当たりましては、構成市の財政運営が引き続き厳しい状況であることから、経常的経費の各市負担額については、前年度同額以下に抑えるよう努め、また予算計上方法の見直しや、平成18年度決算状況、及び平成19年度決算見込み等からも精査したところでありますが、さわやかプラザ軽井沢の指定管理者であるミナト興業株式会社より、本年2月末をもって指定管理者を辞退する届け出があったことにより、予算規模では前年度比9,677万円、率にして2.89%の増額となっております。既に構成市の方での予算編成も終了していることから、不足額につきましては、財政調整基金の取り崩しを図り、構成市負担金ベースでは前年度と比較し、1.55%の減の予算編成となっております。

1 ページ目をお開きください。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34億4,052万5,000円とするものであります。第2条におきましては、一時借入金の最高額を5,000万円とするものであります。第3条は、同一款内における人件費の流用を可能にするものでございます。

2 ページ、3 ページをお開きください。1 ページの第1条第2項に定めております歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を表にした第1表歳入歳出予算でございます。説明の方法でございますが、歳入歳出とも前年度と比較して、増減額の大きい項目について、ご説明させていただきます。

5 ページをお開きください。歳入歳出事項別明細書でございますが、初めに歳入でございます。1 款分担金負担金でございますが、本年度予算額29億2,446万6,000円、前年度と比較いたしまして、4,602万8,000円、率にいたしまして1.55%の減、構成比は85%となっております。減額の主な理由といたしましては、繰越金の予算計上方法の変更によるものであります。

2 款使用料手数料につきましては、本年度予算3億1,723万1,000円、前年度と比較いたしまして、9,487万1,000円、率にいたしまして42.67%の増となっております。

3 款繰入金につきましては、本年度予算9,658万3,000円、前年度と比較いたしまして、2,565万8,000円、率にして36.18%の増となっております。増額の主な理由といたしましては、さわやかプラザ軽井沢の指定管理から委託への切りかえに伴う周辺整備費が増額したことによるものであります。

4 款繰越金につきましては、本年度予算額5,866万8,000円、前年度と比較いたしまして、2,166万7,000円、率にして58.56%の増となっております。増額の理由といたしましては、平成19年度歳出決算見込み額の不用額分2,166万7,000円を見込んだものであります。

6 ページ、7 ページをお開きください。3 款衛生費でございますが、本年度予算額22億7,994万1,000円、前年度と比較いたしまして、9,866万2,000円、率にして4.52%の増となっております。増額の主な理由といたしましては、共同化処理費の圧縮梱包機リース料が半年で終了することに伴う減、また周辺整備費のさわやかプラザ軽井沢の指定管理から委託への切りかえに伴う事業費全体の増によるものでございます。

続きまして、8 ページ、9 ページ以降は、歳入歳出の詳細でございます。8 ページ、9 ページをお開きください。1 款1 項1 目衛生費負担金で、負担金別に構成市ごとの負担割合、金額を一覧にしたものでございます。節の区分1 から10までを合計いたしますと、11ページにありますように、柏市が9 億2,645万5,000円、白井市が1 億7,916万6,000円、鎌ヶ谷市が18億1,884万5,000円となっております。次に、2 款1 項1 目使用料でございますが、本年度予算額9,787万8,000円、前年度と比較いたしまして、9,393万9,000円の増となっております。増額の主な理由といたしましては、さわやかプラザ軽井沢の指定管理から委託への切りかえに伴う還元施設使用料の増加によるものでございます。

12ページ、13ページをお開きください。2 款2 項1 目手数料でございますが、本年度予算額2 億1,935万3,000円、前年度と比較いたしまして、93万2,000円、率にして0.43%の増となっております。増額の主な理由といたしましては、柏市及び鎌ヶ谷市の浄化槽汚泥投入量の減少、及び柏市の許可業者等の搬入量が減少したことによる一般廃棄物処理手数料の減少はあるものの、鎌ヶ谷市の一般廃棄物処理手数料の増加、及び共同化処理費分手数料の増加で微増となっております。

次に、3 款1 項1 目財政調整基金繰入金でございますが、本年度予算額9,658万3,000円、これは財政調整基金から繰り入れるものでございます。

14ページ、15ページをお開きください。4 款1 項1 目繰越金でございますが、19年度決算余剰金を5,866万8,000円と見込み、計上したものでございますが、前年度と比較いたしまして、2,166万7,000円、率にして58.56%の増となっております。内訳は、19年度諸支出金及び予備費の合計3,700万1,000円と、歳出決算見込み額の不用額分2,166万7,000円を合わせ、総額5,866万8,000円となっております。5 款1 項1 目雑入でございますが、本年度予算額4,357万7,000円、前年度と比較いたしまして、60万2,000円、率にして1.4%の増となっております。増額となりました理由といたしましては、共同化処理費分の資源物売り払いで紙類等の単価上昇を見込んだものであります。引き続き歳出についてご説明申し上げます。

16ページ、17ページをお開きください。1 款議会費につきましては、本年度予算額231万2,000円、前年度と比較いたしまして6 万9,000円、率にして2.89%の減となっております。2 款1 項1 目総務一般管理費でございますが、本年度予算額8,605万7,000円は、前年度と比較いたしますと、170万5,000円、率にして1.94%の減となっております。減額の主な理由といたしましては、一般職人件費の職員手当等で地域手当が10%から9%に、また管理職手当等の削減により、145万1,000円の減となっております。

次に、20ページ、21ページをお開きください。3款衛生費、1項1目し尿処理費でございますが、本年度予算額2億5,788万2,000円は、前年度と比較いたしますと327万8,000円、率にして1.29%の増となっております。増額の主な理由といたしましては、23ページでございますが、原油高に伴う消耗品単価等の上昇による消耗品費の増、及び原油価格の高騰に伴う燃料費の増となっております。次に、24ページ、25ページをごらんください。2目ごみ処理費につきましては、本年度予算額7億9,432万5,000円、前年度と比較いたしますと、2,633万2,000円、率にして3.43%の増となっております。増額の主な理由といたしましては、クリーンセンターしらさぎの管理運営に要する経費で、原油価格の高騰により、消耗品費では薬品類、燃料費では灯油、光熱水費では電気の使用料などの単価上昇によるもの、焼却灰、焼却不燃物の搬出増加による灰・不燃物処理業務委託などの増によるものでございます。また3年に1回実施いたします地下灯油タンク漏洩点検業務委託を計上させていただいております。

続きまして、26ページ、27ページをお開きください。3目共同化処理費につきましては、本年度予算額9億3,578万6,000円、前年度と比較いたしますと、3,994万4,000円、率にして4.09%の減となっております。減額の主な理由といたしましては、柏市分ですが、プラスチック系ごみ処理業務委託の減価償却費の減、再商品化処理委託業務等の単価、及び負担率の見直しによる減、また鎌ヶ谷市分ですが、圧縮梱包機の5年間のリース期間が平成20年9月末で終了すること等により、減となっております。

なお、鎌ヶ谷市分ですが、3年に1回実施する精密機能検査業務委託、及び不法投棄によるガレキ類を適正に運搬、資源化処理するガレキ類運搬処理業務委託につきましては、新たに計上させていただいております。

次に、30ページ、31ページをお開きください。4目周辺整備費につきましては、本年度予算額2億9,194万8,000円、前年度と比較いたしますと、1億899万6,000円、率にして59.59%の増となっております。増額の主な理由といたしましては、指定管理から委託への切りかえに伴い、さわやかプラザ軽井沢の維持管理運営に関する経費で、光熱水費等の需用費、運営管理業務委託にかかわる委託料、トレーニング機器等のリース、レンタル料の使用料、及び賃借料の増加によるものであります。なお、周辺整備事業の管理運営に要する経費で、周辺整備5か年計画の見直しにより、斜面緑地購入費を皆減いたしました。

34、35ページをお開きください。4款1項は公債費でございますが、1目元金につきましては、前年度より1,753で3,000円の増、2目利子につきましては、1,764万8,000円の減、全体では11万5,000円、率にして0.01%の微減となっております。

36、37ページをお開きください。6款1項1目予備費につきましては、前年度と同額でございますが、例年どおりの予算計上となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（松井節男君） ここで暫時休憩といたします。時間は、二、三分。

午後 5時39分 休憩

---

午後 5時44分 再開

○議長（松井節男君） それでは再開いたします。

これから質疑を行います。まず、事前に通告のありました津久井議員について、質疑を認めます。  
津久井議員。

○4番（津久井清氏君） この衛生組合予算書、平成20年度の27ページと29ページを質問します。この中で特に大きな金額としては、27ページ、ごみ処理の構成市単独の処理経費で、ごみ収集運搬業務委託で、柏市分が1億6,174万2,000円と。さらに29ページで鎌ヶ谷市では、ごみ収集運搬業務委託が3億7,585万2,000円と。大変額の大きい計上がされているわけですが、この中身について伺います。

○議長（松井節男君） しらさぎ所長。

○しらさぎ所長（石井徳太郎君） ただいまのごみ処理の収集運搬業務の委託に關しましての内容についてということでございますので、こちらについてお答えいたします。

今のご質問について、ではお答えいたします。ごみの収集運搬業務につきましては、この組合において作成しているのは、設計書をつくりまして、それと前年度の委託契約額を考慮いたしまして、予算計上しております。設計の内容につきましては、人件費ですとか車両関係費、収集車両の車検時におけます車両のレンタル料等と予備費、一般管理費等の経費を精査しまして、設計を組んでおります。各収集の対象物、ごみの種類によりましては、若干委託の経費が異なっております。

一般的に燃やすごみについてお話し申し上げますと、鎌ヶ谷市分におきましては、1台当たりの人件費が、2名乗車で約1,156万2,000円でございます。車両関係費では、5年償却で車両償却いたしますので、年間分としまして260万円、収集車両の車検等に伴います予備費、これらが約150万円、それから一般管理費で約170万円になっております。これを総計しますと、1台当たり、税抜きではございますけれども、鎌ヶ谷市での収集委託車につきましては、1,700万円程度でございます。

また、同じく積算の関係で申し上げますと、柏市分におきましては、人件費は鎌ヶ谷市と同額の1,156万2,000円でございますが、車両関係費については、やはり同じの5年償却で260万円、収集車両の車検等に伴う予備費、こちらにつきましても同額の170万円、一般管理費で約230万円になりますので、1台当たりの税抜きでは、柏市分では100万円ほど高い1,800万円程度になっております。

これは、車両が鎌ヶ谷市と柏市の旧沼南町では、道路事情も異なりまして、鎌ヶ谷市におきましては、道路の狭いところが大変多いということで、またその道路上にごみの集積所があるということで、収集車の運行に支障にならないように、2トン車を利用してございます。また、柏市の沼南町分におきましては、道路事情もさほど狭いところも多くないということで、3.5トンの車両を設計に見てお

りますので、その辺で金額的にも異なっております。

また、この一般管理費におきまして、金額が違うのは、車両の違いもありますが、使用する車両の台数、これが鎌ヶ谷市では、燃えるごみからもろもろの収集がございまして、全部で21台使用してございます。旧沼南町では、11台を利用しておりますので、その辺で一般管理費の方も若干異なっております。

以上がご質問に対するお答えでございます。

○議長（松井節男君） 津久井議員。

○4番（津久井清氏君） その額は、昨年度と比べて増減はどうなっているのか、教えてください。

○議長（松井節男君） しらさぎ所長。

○しらさぎ所長（石井徳太郎君） 昨年度と比較いたしますと、鎌ヶ谷市におきましては、先ほど申し上げましたように、車両台数は21台委託しておりますが、人件費の分で若干下がっております、全体では517万7,000円の減額となっております。また、柏市におきましては、11台分委託しておりますが、昨年度の予算額とは同等でございます。

○議長（松井節男君） 津久井議員。

○4番（津久井清氏君） 先ほど局長の方から、予算編成の基本として、周辺自治体の行政のあれが、財政的な厳しさということを指摘されたわけですがけれども、私の出身の鎌ヶ谷市も地方交付税の大幅減少を初めとして、大変苦しい財政状況、予算編成にしても、部によっては一律2割カットというような、大変厳しい中で組まざるを得ないというのが実態なのです。ですから、そういう中でクリーンセンターについても、私は広い意味では、同じようなやはり努力が必要ではないかと思うのですけれども、この委託料については、委託業者さんとやはりとことん委託料の、値下げというのはちょっとはっきりし過ぎていますがけれども、とにかく節約とか、そういう面でやっているのかどうか、その辺をお聞きします。

○議長（松井節男君） しらさぎ所長。

○しらさぎ所長（石井徳太郎君） 金額につきましては、今積算の金額をお示ししましたけれども、業者さんによっては、その金額よりもやはり高い金額で見積もりを持ってくる業者さんもございます。また、その業者さんにつきましては、こちらの方からやはり予定額、積算額でございますので、それ以内におさめていただくようなお話はしております。

それでまたこの積算に当たりましては、鎌ヶ谷市さんのお話出ましたので申し上げますと、鎌ヶ谷市さんの収集車両の積算に当たりましては、中小企業診断協会というところで、中小企業財務指標というのを、書物を発行してございます。これの過去3年間の平均をデータを取りまして、それで積算しておりますので、来年度平成20年度の予算につきましては、先ほど人件費が下がったということでお話ししましたけれども、そちらの方の指標も下がっておりますので、1台当たり10万円程度金額が下がったということで、こちらの方としても安いにはこしたことはないのですけれども、積算をも

とに契約をしております関係上、なかなかその辺のところは、業者さんの了解得られないといけないというような状況でございます。

○議長（松井節男君） 津久井議員。

○4番（津久井清氏君） 業者の一つの産業というか、受け入れしているわけですが、やみくもに下げればいいと、安かろう悪かろうということもありますから、そういうことは私も考えていないのですけれども、少なくともこの一部事務組合において、各市から議員が選ばれ、選ばれというか、出てきて、根拠の一つは、やはり私は鎌ヶ谷市ですけれども、鎌ヶ谷市民の税金を少しでもやっぱり有効に使っていただきたいと。特にうちなんかから言うと、総額10億円を超えと思うのです。そういう点で、そういうのを偉そうに言えば、チェックするというか、監視するというのは、我々の任務かなと思っているわけです。

お願いとして、今年度はもうこういう形になりましたけれども、来年度出すときは、その積算の根拠も、議員の間には、内部資料でも結構ですから、出していただきたいと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（松井節男君） しらさぎ所長。

○しらさぎ所長（石井徳太郎君） 積算の根拠ですか、今年度は組んであるということなので、来年度ということでしたらば、結構です。お出しいたします。

○議長（松井節男君） 津久井議員。

○4番（津久井清氏君） だんだん仕事がふえそうなのですけれども、その点よろしくお願いします。

それからもう一点は、ちょっと全然違う話なのですけれども、うちの鎌ヶ谷市でも、ハッピーマンデーという言葉ご存じだと思いますけれども、月曜日が祝日でごみをとりにきてくれないと。月曜日必ずごみとりにくる地区と、そうでない地区とのアンバランス、それから聞くところによると、柏市さんの方は、何かハッピーマンデーについては、収集されているという話も聞いているのですが、その辺でこのハッピーマンデーに対する対応策、せっかく一部事務組合を運営していると、各地区の市民が平等に活用したいというのは、当然の願いではないかと思うのですが、その辺についてお聞きします。

○議長（松井節男君） しらさぎ所長。

○しらさぎ所長（石井徳太郎君） 祝日収集につきましては、これまでも各収集の曜日、この辺を勘案しまして、臨時収集を行っていたところですが、ご質問のハッピーマンデー法というのが平成12年度より、成人の日、体育の日が制定されまして、平成13年度からは海の日、敬老の日と、年間4日間制定されたわけでございますけれども、これを踏まえまして、月曜日の収集区域の方々は、年間4日間でございますけれども、その他の区域の方々と不公平感というのは、私どもも感じておりました。

このことから、ハッピーマンデー法に該当いたします祝日の4日間につきましては、来年度から収

集を実施する方向で、業者さんを含めて、関係方面と協議をしているところでございます。また、その他の祝日というのもございますけれども、そちらの方は現状どおり、収集の状況を勘案しまして、臨時的に収集をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松井節男君） 津久井議員、よろしいですか。

○4番（津久井清氏君） はい。

○議長（松井節男君） ほかに質疑はありませんか。

岩田議員。

○8番（岩田典之君） 1点だけお尋ねします。予算書の31ページ、さわやかプラザ軽井沢の維持管理運営に要する経費、需用費の光熱水費1億103万9,000円なのですけれども、これは当然1年間、新年度予算ですから、先ほどの補正予算の方が、これ3月の1カ月で光熱水費が220万8,000円、220万円ですね、220万円が1カ月に対して、これ12で掛けたって、とても計算合わない、これ1億円超えているの、どういうことなのか、お願いしたい。

○議長（松井節男君） 周辺整備室長。

○周辺整備室長（窪田耕造君） 電気料金につきましては、3月分の一月分だけと、補正となっておりますが、水道代と下水道代につきましては、3月にも発生しないということで、こういう形になっております。3月、4月で、それが4月分の請求と、そういうことになりますので。

○議長（松井節男君） ほかに質疑は。

古沢議員。

○5番（古沢由紀子君） では1点お伺いいたします。先ほどの事務局長の説明の中で、数箇所指定管理者制度から委託に移ったための事業費の増額ということが説明されました。それは了解いたしました。

予算書の5ページの事項別明細書の使用料及び手数料のところは本日修正された予算書が出されたわけですけれども、先日ご説明いただいた当初の予算書と比べますと、数千万円くらいですか、結構な額がふえているわけです。この根拠は何か、お伺いいたします。

○議長（松井節男君） 事務局長。

○事務局長（大野一郎君） これにつきましては、さわやかプラザ軽井沢の施設使用料の料金でございます。

○議長（松井節男君） 古沢議員。

○5番（古沢由紀子君） 施設使用料の料金は、最初に出されたものと今日修正されたものと、大分額が違いますので、それはなぜかということをお伺いしております。

○議長（松井節男君） 事務局長。

○事務局長（大野一郎君） 当初は、指定管理者ということで、使用料金は一切計上していなかった

です。それは全部指定管理者に入りますから、今回ここで直営委託ということで、当組合に入ります。

○5番（古沢由紀子君） わかりました。

○議長（松井節男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松井節男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松井節男君） 討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これから議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松井節男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号 平成20年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### 閉会の宣告

○議長（松井節男君） 以上で本定例会に付議された案件はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成20年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会を閉会いたします。

慎重審議大変ご苦労さまでした。

以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

午後 6時02分 閉会